

電 気 需 給 契 約 書 (案)

群馬県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気の需給に関し次の条項により電力の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙「群馬県計量検定所ほか6施設電気需給仕様書」に基づき甲の使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下、「電気料金」という）を支払うものとする。

（需給施設）

第2条 乙が甲の需要に応じて電力を供給する施設は、別紙「群馬県計量検定所等一覧」のとおりとする。

（契約の内容）

第3条 この契約の内容は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 品 名 | 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気 |
| (2) 契約期間 | 契約締結日から令和9年3月31日24時まで |
| (3) 供給開始 | 令和8年4月1日0時 |
| (4) 需要場所 | 別紙「群馬県計量検定所等一覧」のとおり |
| (5) 需給地点 | 甲が施設した第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点 |
| (6) 責任分界点 | 需給地点と同じ |
| (7) 規格 | (ア) 電気方式 交流3相3線式
(イ) 標準電圧 6,000V
(ウ) 標準周波数 50Hz
(エ) 受電方式 1回線受電 |

（契約単価）

第4条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の金額については消費税及び地方消費税は含むものとする。

電力量料金単価 円／kWh（7月1日から9月30日までの期間）

円／kWh（その他の期間）

基本料金単価 円／kW（1ヶ月、1キロワットあたり）

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(再委託等禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行について、業務の全部、又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第 7 条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第 8 条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(供給の保証)

第 9 条 乙が当該地域の一般送配電事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

(計量及び検査)

第 10 条 計量は毎月 1 日（「計量日」という。）に行うこととし、乙は計量日に記録された東京電力パワーグリッド株式会社所有の計量器の値により使用電力量を計量し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 計量期間は前月計量日の 0 時から当月計量日の前日の 24 時までとする。

(電気料金の算定)

第 11 条 料金の算定は 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」という。）をいう。）の使用電力量により行う。

2 電気料金は基本料金、電力量料金、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）による燃料費等調整制度（燃料価格調整項＋市場価格調整項）の調整額、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金、取引に係る消費税及び地方消費税の合計とする。

3 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 77 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、基本料金、電力量料金、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び市場価格調整額、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金の合計額に 100 分の 10 を乗じて得た額である。

4 第 2 項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき基本料金を 1 パーセント割り増しするものとする。

(請求書の作成方法)

第12条 乙は、検針後速やかに前月分の契約電力、使用電力量、電気料金を需要場所ごとに算出のうえ、甲が指定する各施設管理者あてに送付するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第13条 乙は第10条に定めた検査終了後、第11条によって算出した全額を、1月毎に甲が指定する施設管理者（以下施設管理者）あてに請求するものとし、施設管理者は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、約定期間以内に電気料金を支払わない場合においては、乙は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(単位及び端数処理)

第14条 本契約の料金計算その他に使用する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。ただし、消費税等相当額を加算して支払う場合は、消費税等が課されている金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円としその端数はそれぞれ切り捨てる。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (6) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金額を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 乙の電力の供給が滞った場合、滞った日数1日につき契約時の予定使用電力量に応じた1日あたりの電力量料金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りではない。
- 4 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 5 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 6 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 7 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。
- 8 甲又は乙は、正当な理由を記載した書面により相手に申し出たときは、協議の上、この契約の全部または一部を解除することができる。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法

第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約予定総額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金の遅延利息)

第18条 乙が、第16条第2項又は第3項及び第17条第2項又は第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、電力の供給が滞り、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りではない。

- 2 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(契約単価等の変更)

第20条 この契約の締結後、当該地域のみなし小売電気事業者の電気需給約款〔高圧〕の料金等の改定が実施されたときは、甲乙協議の上、契約単価等を変更するものとする。

2 その他経済情勢の変化等により契約単価等の変更が必要となった場合は、甲乙協議の上、契約単価等を変更できるものとする。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(その他)

第22条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項につい

ては、群馬県財務規則及び乙の定める電気需給約款によるほか甲乙協議の上決定するものとする。

2 本契約に関連する訴訟については、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太 印

乙